

令和8年産備蓄米の政府買入札の入札公告別紙1「入札仕様書」別記1-3「分析機器による測定方法等」の1の規定に基づき、農林水産省農産局長が指定する電気水分計及び穀粒判別器は以下とする。

令和8年3月13日

1 電気水分計

機器メーカー	機種名
株式会社エヌエスピー	アクアマティック5200 (Aquamatic5200)、アクアマティック5800 (Aquamatic5800)
株式会社ケット科学研究所	ライスタ(f、f2)、ライスタfb、ライスタfb2、ライスタf5、PB-1D3、PB-R、PB-S、PB-3011、PB-3111、PM-640、PM-640-2、PM-670、PM-670-2、SP-1D3
静岡製機株式会社	CD-5、CD-6、CTR-500F
フォス・ジャパン株式会社	DICKEY-john GAC2500-C
株式会社サタケ	RTQI1000A

2 穀粒判別器

機器メーカー	機種名	測定モード	測定項目
株式会社ケット科学研究所	「RN-700」	農産物検査	死米、着色粒、胴割粒、碎粒、白未熟粒
株式会社サタケ	「RGQI 100A」 「RGQI100A_MODIFIED」 「RGQI90A」 「RGQI100B」	農検モード	死米、着色粒、胴割粒、碎粒、白未熟粒
静岡製機株式会社	「ES-5」 「ES-5R」	農産物検査モード	死米、着色粒、胴割粒、碎粒、白未熟粒

注1 機器メーカー名は、五十音順。

注2 穀粒判別器により測定を行う場合は、測定モード欄に記載のモードを使用すること。

注3 穀粒判別器による測定項目は、農産物検査に関する基本要領(平成21年5月29日付け21総食第213号総合食料局長通知)に基づき、農産物検査に使用する機器として仕様が確認されている項目「死米」「着色粒」「胴割粒」「碎粒」に、独自項目の「白未熟粒」を加えた5項目。

注4 農産物検査に関する基本要領に基づき、農産物検査に使用する機器として仕様が確認されているものに新たに電気水分計(対象種類に【国内産】玄米が含まれるものに限る。)及び穀粒判別器が追加された場合は、当該機器についても農林水産省農産局長が指定する電気水分計及び穀粒判別器として使用できることとする。